

第４ 人口の見通し

(１) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（Ｒ５（２０２３）年推計人口）による、圏域内人口の推計は下表のとおりです。

人口の減少が見込まれています。

<図表４－１：圏域内の人口と将来人口推計>

(単位：人)

年度 市町村	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
米子市	148,271	149,313	147,317	143,197	139,896	136,313	132,430
境港市	35,259	34,174	32,740	31,293	29,642	27,984	26,308
日吉津村	3,339	3,439	3,501	3,530	3,541	3,538	3,508
大山町	17,491	16,470	15,370	13,969	12,869	11,768	10,699
南部町	11,536	10,950	10,323	9,653	8,945	8,266	7,612
伯耆町	11,621	11,118	10,696	9,923	9,314	8,696	8,066
日南町	5,460	4,765	4,196	3,654	3,177	2,752	2,396
日野町	3,745	3,278	2,907	2,540	2,240	1,959	1,692
江府町	3,379	3,004	2,672	2,333	2,047	1,795	1,572
計	240,101	236,511	229,722	220,092	211,671	203,071	194,283

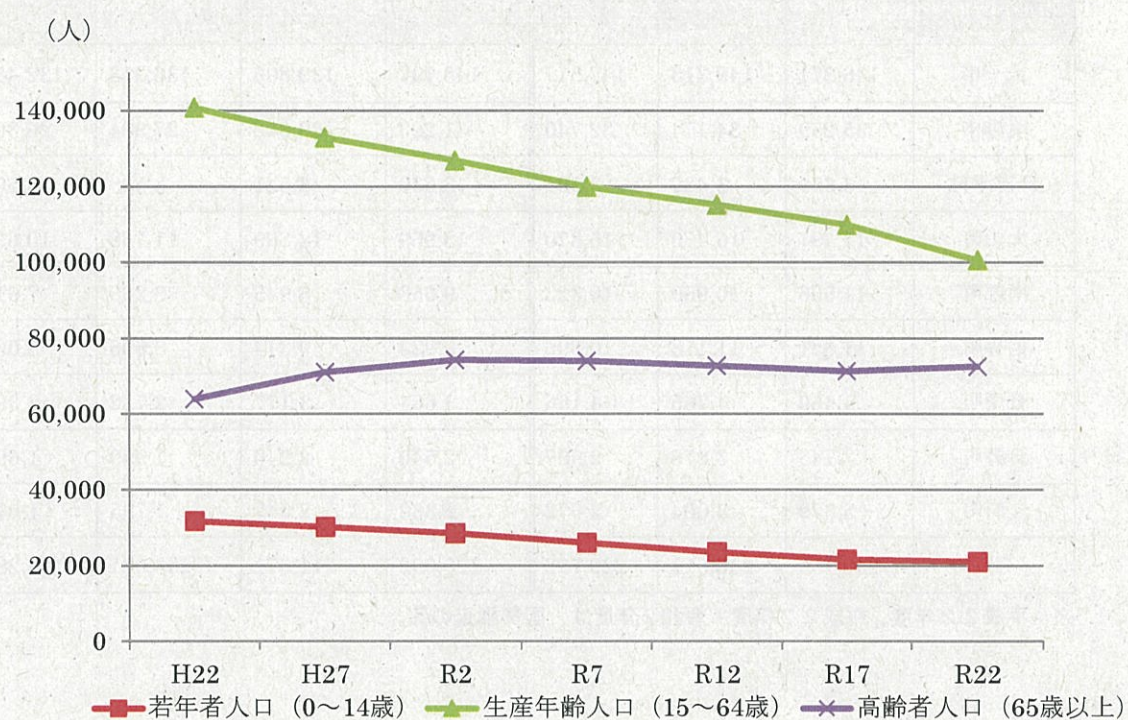
※ 平成２２年度、平成２７年度、令和２年度は、国勢調査の値。

（２）年齢別人口

令和２年の国勢調査によると、圏域内の年齢３区分人口は、若年者人口が２８,５３２人（１２.４％）、生産年齢人口１２６,９０８人（５５.３％）、高齢者人口７４,２８２人（３２.３％）でした。

生産年齢人口は、総人口と同様に減少傾向が続く、若年者人口は減少傾向、高齢者人口は令和７年より増加傾向と見込まれています。

<図表４－２：圏域内の人口推移と将来の人口推計（年齢３区分別）>



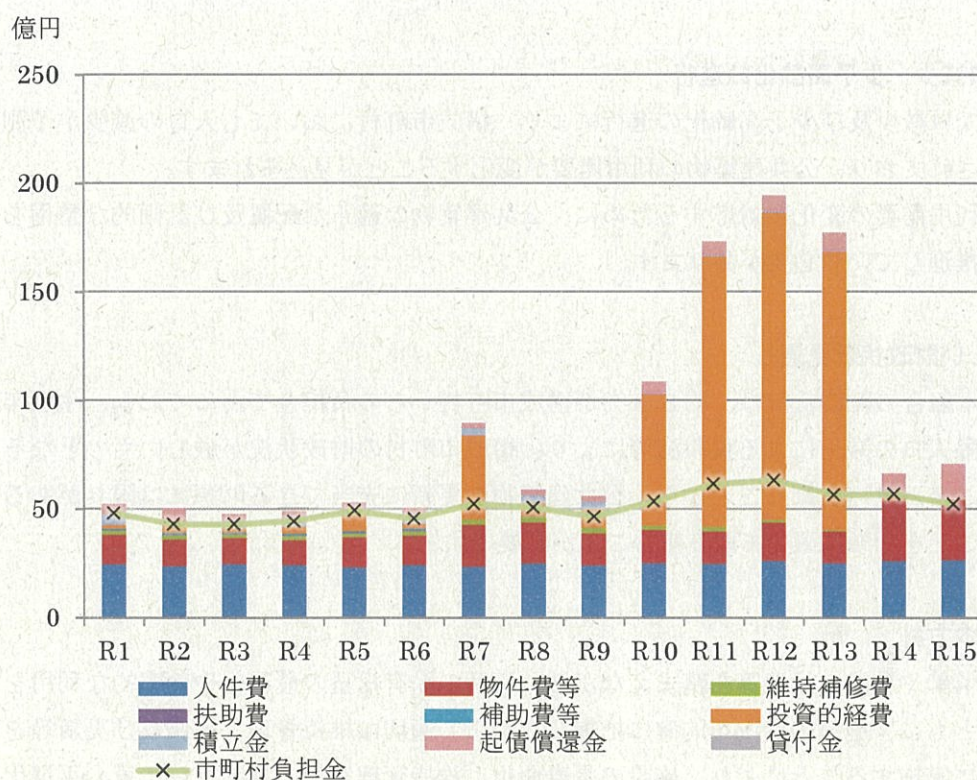
第5 財政の見通し

令和5年度に更新した「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）」（令和6年度から令和15年度）における本組合の財政見通しは、各年度の歳出予算額を50.4億円から194.5億円と推計し、投資的経費は年間0.42億から141.8億円と見込んでいます。

なお、令和7年度は、新しい一般廃棄物処理施設建設のための用地取得等、令和10年度から令和13年度は、消防局庁舎の改修工事及び一般廃棄物処理施設の建設により、例年に比べ投資的経費が多くなっています。

また、この間の市町村負担金の額は、45.6億円から63.3億円となっています。

<図表5-1：歳出予算額並びに市町村負担金の推移と今後の見通し>



※ R1～R6は当初予算額、R7以降は、令和5年度に更新した組合市町村圏計画（実施計画）の数値を採用

第6 公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等

(1) 課題の整理

本組合における公共建築物の課題を次のとおり整理しました。

① 保有する公共建築物の老朽化及び新規整備

- ・ 組合の保有する公共建築物の老朽化が進行しており、今後、これらの更新費用が増大することが見込まれます。
- ・ 広域可燃ごみ処理施設及び最終処分場の建設を計画しており、新規整備費用が必要です。
- ・ 公共建築物の長寿命化を図り計画的な保全を行うこと等により、更新費用を軽減し、平準化させることが必要です。
- ・ 米子浄化場及びリサイクルプラザ廃止後の利活用についての検討が必要です。

② 人口減少・少子高齢化の進行

- ・ 人口減少及び少子高齢化の進行により、構成市町村においても人口の減少が予測されており、公共建築物の利用需要が変化することが見込まれます。
- ・ 利用需要の変化に対応するために、公共建築物の適正な配置及び計画的な整備を推進していく必要があります。

③ 厳しい財政状況見通し

- ・ 本組合の財政状況は、約80%が構成市町村からの負担金で占めており、生産年齢人口の減少による税収減等により、構成市町村の財政状況が厳しいものとなることを見込まれることから、公共建築物の更新に充当できる財源には限りがあることを念頭に置いて取り組むことが必要です。

(2) 基本方針

社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要があります。

本組合としては今後、上記の取組を推進するために、以下の基本的な方針を定め、具体的な方策に取り組んでいくこととします。

① 公共建築物の最適化・効率的な利用

- ・ 今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図ります。

- ・財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合わない利用や、今後使用する見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を行います。
- ・改修・改築時における施設規模の適正化を図ります。
- ・施設の利用実態等を考慮し、市町村等への譲渡・移管、交換等を進めるなど、幅広い視点で施設の有効活用を図ります。
- ・施設管理の効率化や経費削減を図るため、PPP やPFI等の民間活力を取り入れた手法について検討を行います。

② 長寿命化等の推進・維持管理費の抑制

- ・計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
- ・改修・改築時における省エネ対策を実施します。
- ・施設のバリアフリー化については、施設の大規模改修の際に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づく対応を図ります。
- ・施設の改修の際に、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた対応を図ります。
- ・日常点検・定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、建築物の劣化・損傷情報等を蓄積し、計画的な保全への活用を図ります。
- ・建物・設備等については、点検・診断結果から蓄積した情報に基づき、中長期的な視点で予防的な修繕や更新を行う「予防保全型」の管理を推進することにより、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・公共建築物の点検・診断等により危険性の高さが確認された場合は、直ちに修繕対応又は利用中止等の措置をとることにより、利用者の安全確保を図ります。
- ・引き続き、指定管理者制度の導入等により、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・受益者負担の原則に基づき、定期的に施設利用料等の検証・見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。
- ・引き続き、電力入札の実施等、維持管理に係る財源確保策を推進します。
- ・施設類型ごとに、職員の技術的研修を計画的に実施します。
- ・設備の更新時などの際、再生可能エネルギーの導入、省エネ性能に優れた機器の導入など、脱炭素化に向けた取組を推進します。

（３）計画期間

本計画の計画期間を、令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

第7 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(1) 行政系施設 (消防施設)

○ 対象施設：消防局・各消防署・各出張所

※米子消防署は米子市の普通財産、境港消防署は境港市の行政財産であることから、本計画には含めないものとします。

○ 現状・課題

- ・消防施設のうち大山消防署、南部出張所は、大規模改修工事を実施しましたが、江府消防署、伯耆出張所、弓浜出張所、生山出張所の6庁舎が築40年以上経過し、消防局、中山出張所についても、30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・耐震化については、平成26年度、27年度に耐震診断を実施し、令和元年度までに耐震工事は完了しています。

○ 基本方針

- ・消防力等整備計画に基づき、計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、庁舎の長寿命化及びライフサイクルコストの削減を推進します。

(2) 供給処理施設 (ごみ処理施設・し尿処理施設)

ア ごみ処理施設

○ 対象施設：リサイクルプラザ

○ 現状・課題

- ・リサイクルプラザについては、平成24年9月策定のリサイクルプラザ長寿命化計画に基づき、平成25年度から機械設備の基幹改良工事を行っており、平成29年度に完了しました。平成30年度には、工場棟外壁補修工事を実施しました。

○ 基本方針

- ・リサイクルプラザについては、リサイクルプラザ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を進め、長寿命化・延命化（目標年度：令和13年度）を図ります。

イ し尿処理施設

○ 対象施設：米子浄化場

○ 現状・課題

- ・米子浄化場は、平成3年に建設され築30年以上が経過し、耐用年数を超過する設備機器等が増えてきている状況となっており、建物及び設備の老朽化が進んでいます。

○ 基本方針

- ・し尿、浄化槽汚泥の処理については、現状及び施設の処理能力並びに処理対象物の量的・質的变化に対応した効率的な施設運営の観点から、令和3年3月に白浜浄化場を廃止し米子浄化場に集約し、さらに米子市下水道施設との連携を、令和14年度に予定しています。

(3) その他施設（火葬場施設）

○ 対象施設：桜の苑

○ 現状・課題

- ・供用開始から30年以上が経過し、建物及び設備の老朽化が進んでいます。
- ・平成29年度、30年度に火葬炉及び関連設備を令和2年度に建物の大規模改修工事を実施しました。
- ・令和3年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行っています。

○ 基本方針

- ・計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、現施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進し、今後20年以上の延命化を図ります。

(4) 未利用施設

○ 対象施設：旧エコスラグセンター

○ 現状・課題

- ・旧エコスラグセンターについては、平成27年度に溶融処理を停止し、令和2年に用途廃止しています。

○ 基本方針

- ・旧エコスラグセンターは、計画期間内（令和7年度から令和8年度の2か年）での解体撤去の方針が決定しています。

第8 計画の推進体制

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

本計画の推進に当たっては、全庁的な連携や情報共有を図る必要があり、関係部署が連携しながら取り組み、計画の進捗状況を管理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

(2) 情報共有

本計画の進捗状況や見直しについては、適宜、構成市町村に対し、情報提供を行い、問題意識の共有を図り、公共施設等の適正な管理の実現を目指します。

(3) フォローアップの方針

本計画の計画期間内においても、社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟な対応を図るため、必要に応じて適宜見直しを行います。

第9 個別施設計画の策定

(1) 個別施設計画の位置づけ

個別施設計画は、本計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容と実施時期を定めるものです。

(2) 策定期間

下表のとおり令和2年度末までにすべての施設で策定が完了しており、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

＜図表9-1：個別施設計画の策定状況＞

計 画	策 定 年 月	対 象 施 設
個別施設計画 供給処理施設（ごみ処理施設）	令和3年3月	リサイクルプラザ
個別施設計画 供給処理施設（し尿処理施設）	令和3年2月	米子浄化場
個別施設計画 その他施設（火葬場施設）	令和2年11月	桜の苑
個別施設計画 行政系施設（消防施設）	令和3年2月	消防局、各消防署、各出張所

【巻末資料】用語集（５０音順）

用 語	説 明
行政財産	地方公共団体において、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産のこと。
公共施設等	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木建築物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念です。
指定管理者制度	地方公共団体の指定を受けた民間事業者、ＮＰＯ法人、ボランティア団体等が公の施設の管理・運営を行う制度のこと。
受益者負担	特定のサービスを受ける者に、受益に応じた負担を求めること。
地方創生	国と地方公共団体が一体となり、安定した雇用の場や、地方への人の流れを生み出すことにより、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会の創生を目指すもの。
投資的経費	公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費のこと。 普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。
P F I (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。
P P P (Public Private partnership)	公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。手法として、P F I、指定管理者制度、包括的管理委託等があります。
普通財産	行政財産以外の財産のこと。行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政執行に貢献させるため、管理処分されるべき性質を持つ財産です。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
予防保全型の管理	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法のこと。
ライフサイクルコスト	建築物、構造物等の企画・設計から、建設・維持管理・解体までの過程で、必要となる経費の総額で、生涯費用とも呼ばれます。

鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画
令和元年8月発行
令和6年●月改定
鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

電 話 (0859) 22-7722

FAX (0859) 56-3152

E-mail soumuka@tottori-seibukoiki.jp

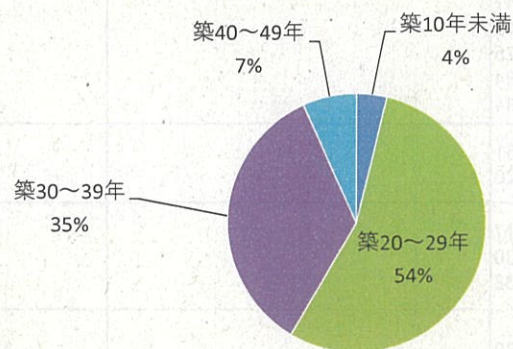
資料 2 - 4

令和 6 年 11 月 27 日
総務消防常任委員会
事務局 総務課

公共施設等総合管理計画(案) 参考資料

第2 本組合が保有する公共建築物の現状

図表 2 - 3 : 築年数別延床面積割合 (本篇 6 ページ・概要 1 ページ)

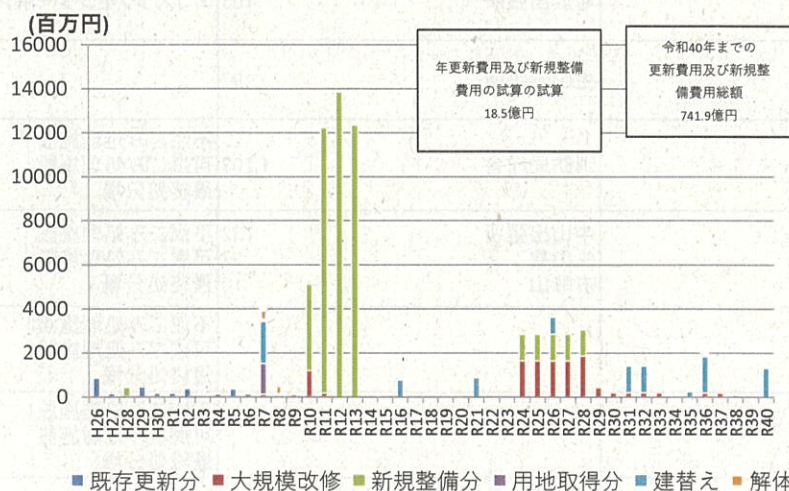


築年数別施設内訳

築年数	施設数	施設名
築10年未満	1	皆生出張所
築10～19年		
築20～29年	2	リサイクルプラザ、旧エコスラグセンター
築30～39年	5	米子浄化場、桜の苑、消防局、中山出張所、古峠山
築40～49年	7	大山、南部、江府、生山、弓浜、伯耆、生山寮

第3 公共建築物の将来見通し

図表3-2 : 公共建築物に係る将来更新費用試算 (本篇 9 ページ・概要 2 ページ)



図表 3 - 2 公共建築物に係る将来更新費用試算 資料

(単位:百万円)

年度	過年度分	大規模改修	新規整備・建替え
H26	プラザ基幹改良工事 263 皆生出張所用地取得 639		
H27	プラザ基幹改良工事 145 皆生出張所造成工事 60		
H28	白浜貯留槽防蝕・屋上防水 22 皆生出張所建設工事 401		
H29	プラザ基幹改良工事 147 白浜データログ 12 桜の苑火葬炉修繕 125 うなばら荘改修工事 84 皆生出張所建設工事 194		
H30	プラザ外壁塗装工事 61 桜の苑火葬炉修繕 120		
R1	ペットボトル処理棟外壁ほか 17 米子データログ 30 指令システム部分更新 138		
R2	桜の苑建屋改修工事 380		
R3			
R4	大山消防署 137		
R5	大山消防署 205 南部出張所 156		
R6			江府消防署 143
R7		伯耆出張所 115	江府消防署 517 消防指令台更新 1,461 可燃ごみ、不燃ごみ、最終処分 場用地取得 1,400 エコスラグセンター解体 421 江府消防署解体 31
R8		弓浜出張所 105	エコスラグセンター解体 421
R9		生山出張所 97	
R10		消防局庁舎 1,203	不燃ごみ処理施設 3,613 可燃ごみ処理施設 最終処分場 302
R11		中山出張所 132 生山寮 37 古峠山 10	不燃ごみ処理施設 10,839 可燃ごみ処理施設 1,206 最終処分場
R12			不燃ごみ処理施設 10,839 可燃ごみ処理施設 3,015 最終処分場
R13			不燃ごみ処理施設 10,839 可燃ごみ処理施設 1,508 最終処分場

年度	過年度分	大規模改修	新規整備・建替え
R14			
R15			
R16			高機能指令システム更新 770 770
R17			
R18			
R19			
R20			
R21			デジタル無線更新 880 880
R22			
R23			
R24		可燃ごみ処理施設 1,648	最終処分場 1,206
R25		可燃ごみ処理施設 1,648	最終処分場 1,206
R26		可燃ごみ処理施設 1,648	最終処分場 高機能指令システム 1,206 770
R27		可燃ごみ処理施設 1,648	最終処分場 1,206
R28		可燃ごみ処理施設 皆生出張所 1,648 215	最終処分場 1,206
R29		不燃ごみ処理施設 皆生出張所 212 215	
R30		不燃ごみ処理施設 212	
R31		不燃ごみ処理施設 212	桜の苑 1,202
R32		不燃ごみ処理施設 212	桜の苑(解体含む) 1,347
R33		不燃ごみ処理施設 212	
R34			
R35			大山消防署 南部出張所 176 78

年度	過年度分	大規模改修	新規整備・建替え
R36		江府消防署 191	大山消防署(解体含む) 212 南部出張所(解体含む) 94 デジタル無線更新 1,461
R37		江府消防署 191	伯耆出張所 76
R38			伯耆出張所(解体含む) 92 弓浜出張所 68
R39			弓浜出張所(解体含む) 82 生山主張所 62
R40			生山出張所(解体含む) 68 消防局庁舎 1,302

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業について

消防指令センターの更新に伴う、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業について、本組合における選考委員会による審査の結果、選考された候補者と契約内容について協議してきましたが、以下のとおり契約を締結しましたので報告します。

1 プロポーザルの実施について

事業方針である、全体事業費の削減、適正な事業の継続及び調達の公平性を実現するため、プロポーザル方式による調達を行った。

(1) 公告日

令和 6 年 5 月 7 日（火）

(2) 参加事業者

ア 株式会社富士通ゼネラル

イ 日本電気株式会社

(3) プレゼンテーション実施日

令和 6 年 7 月 17 日（水）

(4) プロポーザル選考委員会による審査結果

提案順位 1 位の「株式会社富士通ゼネラル」を契約候補者として選考した。

ア 採点結果

提案順位	事業者	総合計点
1 位	株式会社富士通ゼネラル	7,782 点
2 位	日本電気株式会社	7,146 点

イ プロポーザル選考委員会の委員長及び委員（※選考委員会設置要綱の記載順）

【長】米子市副市長	伊澤 勇人
鳥取県西部広域行政管理組合事務局次長兼総務課長	深田 龍
鳥取県西部広域行政管理組合消防局長	安達 憲吾
鳥取県西部広域行政管理組合消防局次長兼総務課長	岩田 幸博
鳥取県西部広域行政管理組合消防局指令課長	生田 圭一郎
米子市 DX 推進監	堀口 修治

2 契約締結について

契約候補者である「株式会社富士通ゼネラル」と契約前協議（仕様書の最終調整）を行い、以下のとおり契約締結を行った。

(1) 契約金額

1,305,260,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 118,660,000 円）

※プロポーザル提案上限金額 1,451,180,000 円から 145,920,000 円の減

(2) 契約日

令和 6 年 11 月 5 日（火）

3 財源について

緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税算入率 70%）を活用する予定。（令和 7 年度予算）

4 今後の予定

